



平成 29 年 11 月 6 日

各 位

会 社 名 株式会社ティラド
代表者名 取締役社長 嘉 納 裕 躬
(コード番号 7 2 3 6 東証第 1 部)
問合せ先 執行役員 経理・財務部長 金井 典夫
(TEL 03-3373-1101)

和解金の支払に伴う特別損失の計上に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 3 月期第 2 四半期において、和解金の支払に伴う特別損失を計上致しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 特別損失の概要

当社は、自動車用ラジエータおよび電動ファンの取引に関し、独占禁止法違反（不当な取引制限）があったとして、平成 24 年 11 月に公正取引委員会より排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。また、当社は、自動車部品（ラジエータ他）の販売に関して米国独占禁止法に違反したとして、平成 25 年 9 月に米国司法省との間で、司法取引契約を締結しております。これらの違反行為に関連して、一部の顧客と損害賠償に関する協議を行ってまいりましたが、交渉の長期化が経営に与える影響等を総合的に勘案した結果、この度、和解金として約 11 億 58 百万円支払うことを本日開催の取締役会にて決定いたしました。

なお、和解内容詳細につきましては、契約に秘密保持条項が含まれておりますので開示は差し控えさせていただきます。

2. 業績に与える影響

本件は、平成 30 年 3 月期第 2 四半期において、特別損失に計上しております。
なお、平成 30 年 3 月期連結業績予想につきましては、本日公表した「業績予想の修正に関するお知らせ」をご覧ください。

以上